

○国立大学法人帯広畜産大学防災規程

(平成 16 年 4 月 7 日規程第 45 号)

改正 平成 17 年 6 月 7 日規程第 20 号 平成 18 年 5 月 17 日規程第 30 号
平成 19 年 6 月 6 日規程第 46 号 平成 20 年 3 月 11 日規程第 11 号
平成 21 年 3 月 27 日規程第 21 号 平成 29 年 3 月 28 日規程第 15 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人帯広畜産大学(以下「本学」という。)における地震等の異常な自然現象や火事もしくは爆発等により生じる被害(以下「災害」という。)を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の軽減及び復旧を図ること(以下「防災」という)に関し必要な事項を定めるものとする。

2 本学における防災については、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 役職員 本学の役員、職員及び非常勤職員をいう

(2) 部門長等 部門長、原虫病研究センター長、地域連携推進センター長、畜産フィールド科学センター長、動物医療センター長、動物・食品検査診断センター長、事務局長をいう

(3) 学生等 本学の学部、別科及び大学院の学生、研究生、科目等履修生、特別研究学生及び特別聴講学生並びに岩手大学大学院連合農学研究科及び岐阜大学大学院連合獣医学研究科の学生で、本学で研究指導を受ける者をいう

(学長の責務)

第 3 条 学長は、災害から役職員及び学生等並びに帯広畜産大学に出入りする全ての者の生命・身体の安全を図るため、防災に関し必要な措置を講じなければならない。

第 2 章 組織及び業務等

(防災の総括等)

第 4 条 学長は、防災に関し総括する。

2 学長の指名する理事は、防災に関し学長を補佐する。

3 事務局長は、防災に関する事務を処理する。

(災害対策本部)

第 5 条 本学に、災害が発生した場合の災害応急対策を推進するため、次に掲げる場合は、帯広畜産大学災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置する。

(1) 帯広市内において震度 6 弱以上の地震が発生した場合

(2) 学長が必要と判断した場合

- 2 災害対策本部に本部長を置き、学長をもって充てる。
- 3 災害対策本部に情報統括責任者を置き、学長の指名する理事をもって充てる。
- 4 災害対策本部に安否確認統括責任者を置き、学長の指名する理事をもって充てる。
- 5 災害対策本部の組織は、別に定める。
- 6 本部長は、災害が発生し、その応急対策が推進されたことにより、災害対策本部の役割を完了したと判断したときは、災害対策本部を解散するものとする。

(防火防災管理者)

第6条 本学に、消防法第8条に定める防火管理者及び同法第36条第1項に定める防災管理者として防火防災管理者を置く。

- 2 防火防災管理者は、当該資格を有する者のうちから学長が指名する。
- 3 防火防災管理者は、役職員及び学生等に、この規程に定める事項の周知徹底を図るとともに、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 消防計画の作成及び変更

(2) 防災訓練等の実施

(3) 消防法に定める事項

(4) その他防災上必要な事項

- 4 防火防災管理者は、次に掲げる事項について、所管の消防機関と連絡を密、災害防止の徹底を期するよう努力しなければならない。
- 5 防火防災管理者は、次に掲げる事項について、その都度、速やかに学長に報告するものとする。

(1) 消防計画の作成、変更

(2) 防災教育、防災訓練の実施

(3) 消防機関による立入検査の実施

(4) その他防災管理上必要な事項

(自衛消防隊)

第7条 本学に、災害発生時における被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を置く。

- 2 自衛消防隊に自衛消防隊長（以下「隊長」という。）を置き、役職員で消防法上の有資格者（以下「有資格者」という。）のうちから学長が指名する。
- 3 自衛消防隊に、班長を置き、役職員で有資格者のうちから学長が指名する。
- 4 班長は、班員を指名する。

(自衛消防隊の編成及び任務)

第8条 自衛消防隊の編成及び任務は、別に定める。

- 2 隊長は、本学構内で災害が発生した場合は、直ちに自衛消防隊を出動させるものとする。

3 自衛消防隊長は、隣接の火災等により、建物に延焼のおそれがある場合は、自衛消防隊を出動させるものとする。

4 自衛消防隊は、勤務時間外にあっても任務に就くものとする。

第3章 災害の予防対策等

(防災教育等の実施)

第9条 防火防災管理者は、役職員及び学生等に対し、防災に関する必要な知識及び技術の向上を図るため、防災教育及び防災訓練を実施しなければならない。

(点検検査)

第10条 防火防災管理者は、消防法第17条第1項に定める消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設、避難又は防火上必要な構造及び設備の適正な管理と機能を保持するため、点検検査を行わなければならない。

(防災の遵守事項)

第11条 役職員及び学生等は、防災のため、次に掲げる事項を遵守するとともに、防火防災管理者が行う防災上の指示等に従わなければならない。

(1) 火気を使用する場合は、常に周囲を整理・整頓し、火気使用中は当該場所を離れないこと。

(2) 火気を用いる設備・器具、電気設備・器具の破損を発見した場合には、その設備・器具を使用しないこと。

(3) 火気を用いる設備及び器具の転倒、落下の防止措置を取ること。

(4) 火気使用後は、火元の安全を確認すること。

(5) 薬品等の転倒、落下の防止及び浸水等による発火の防止措置を取ること。

(6) 消火器等の所在及び操作方法を熟知しておくとともに、付近に支障となる物を置かないこと。

(7) 廊下、階段等の避難通路及び防火扉等の付近に障害物を置かないこと。

(8) 火気の不始末を発見したときは、臨機に適切な措置をとるとともに、防火防災管理者に報告すること。

(9) 防災上行う巡視、点検検査及び調査等に協力すること。

(10) 危険物の保管・取り扱いにあたっては、その性質により、保管室内の温度、湿度、遮光、換気、転倒防止、火気の手扱いに留意すること。

2 役職員及び学生等は、異常乾燥、強風その他火災が発生しやすい状態にあるときは、特に警戒に努めなければならない。

3 役職員及び学生等は、大規模地震が発生した場合には、次に掲げる措置を直ちに行うものとする。

(1) 火気使用の停止

(2) 消火器具等の確認

(3) 実験機器等の転倒、落下への注意と応急対策

(4) 窓ガラス等の落下、飛散への注意と応急対策

(5) 非常持ち出し品の確認

- 4 本学の役職員及び学生等並びにその他帯広畜産大学構内に入出入りする全ての者は、この規程の定めるところにより、防災に協力しなければならない。

第4章 災害発生時の対応

(緊急の連絡方法等)

第12条 災害の発生に備え、関係者への緊急の連絡順序(以下「緊急連絡網」という。)を別表第1のとおり定める。

- 2 部局長等は、所属役職員及び学生等の連絡体制を講じておくものとする。

(火災発見者の措置)

第13条 役職員及び学生等が火災を発見した場合は、その状況に応じ、初期消火に努めると共に、緊急連絡網により関係者に通報しなければならない。

(警報伝達及び火気使用の規制)

第14条 防火防災管理者は、火災警報の発令、火災発生の危険又は人命に危険が切迫していると認めるときなどは、構内全般に伝達するとともに、火気使用等の中止又は危険な場所への立入禁止等の措置をとらなければならない。

(災害後の安全措置)

第15条 役職員及び学生等は、災害が発生したときは、直ちに火気のある設備及び器具並びに危険物の点検検査を行い、異常が有る場合には直ちに設備及び器具の使用を中止し、異常の有無を防火防災管理者に報告しなければならない。

- 2 防火防災管理者は、前項の報告に基づき、異常のあった設備及び器具等は、安全が確認できなければ使用させてはならない。

(情報収集等)

第16条 情報統括責任者は、災害に関し、迅速に情報を収集するとともに、人命、土地、建物、設備等の被害状況を速やかに調査し、災害に対してとった措置を災害対策本部長に報告するものとする。

(避難等)

第17条 防火防災管理者は、災害発生時において役職員及び学生等の生命・身体に重大な危険がおよぶと予想される場合は、これらの全部又は一部の者を避難させるものとする。

- 2 災害対策本部長は、被災した役職員及び学生等の避難場所として本学の安全な施設を可能な限り提供するものとする。

- 3 災害対策本部長は、国または地方公共団体等から災害時に避難場所として本学施設の使用要請があった場合は、可能な限り承諾するものとし、承諾後は速やかにこれを提供するとともに、提供した避難場所での救援活動のため、必要に応じて役職員及び学生等の派遣を行うものとする。

(安否の確認)

第18条 安否確認統括責任者は、役職員及び学生等の安否の確認を速やかに行い、その状況を災害対策本部長に報告するものとする。

(応急措置)

第19条 災害対策本部長は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置及び災害による負傷者が発生した場合は、負傷者の救護に必要な応急措置を講ずるものとする。

(保健衛生)

第20条 災害対策本部長は、本学に設けられた避難場所の保健衛生に関し最善の措置を講ずるものとする。

(ライフラインの確保)

第21条 災害対策本部長は、災害が発生した場合、電気、ガス、水道その他ライフラインを確保し、被害が生じた場合は、その早期復旧に努めるものとする。

(二次災害の防止)

第22条 防火防災管理者は、応急措置及び災害復旧にあたっては、建物等の倒壊のおそれのある危険区域の発見と、その状況に応じて立入禁止等の必要な措置を講じるとともに、二次災害の防止に努めるものとする。

(災害復旧)

第23条 学長は、災害発生後に、教育、研究を速やかに回復させるため、次に掲げる事項について努めるものとする。

- (1) 学生等に対する教育環境の整備
- (2) 役職員に対する勤務環境の整備
- (3) 土地、施設及び設備の復旧
- (4) 備品等の調達及び修繕
- (5) その他災害復旧に必要な事項

第5章 その他

(事務の総括)

第24条 この規程に関する事務の総括は、施設課が行う。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年6月7日規程第20号)

この規程は、平成17年6月7日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成 18 年 5 月 17 日規程第 30 号)

この規程は、平成 18 年 5 月 17 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 6 月 6 日規程第 46 号)

この規程は、平成 19 年 6 月 6 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 3 月 11 日規程第 11 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日規程第 21 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 28 日規程第 15 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 13 条関係)

緊急連絡網

緊急連絡先一覧

[別紙参照]

緊急連絡網

[別紙参照]